

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和4年7月27日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和4年7月27日（水）午前9時00分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

子育て支援課 相馬課長、須藤係長

3 件名

物価高騰対策としての高校生等医療費助成の実施について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・今回の趣旨は新型コロナウイルス感染症が第7波により蔓延していること及び物価高騰等に対応した市民生活の支援の一つとして限定的に実施するものということで良いか。  
→そのとおりである。
- ・受診の対象が高校生等ということで、高校生でなく、働いていて収入がある場合はどうなるのか。  
→医療保険において、被扶養者となっていれば対象となるが、そうでない場合は対象とならない。申請時に保険証により確認する。国保の場合は保険証では確認できないため、収入を確認し被扶養者の認定に係る要件を満たさない130万円以上の収入がある場合には、対象外となる。
- ・助成対象の住所要件について、保護者ではなく「高校生等」を基準にみるのは何故か。  
→医療受診するのは「高校生等」の本人であることから、高校生を基準にみており、あくまでも、既存の中学生までの医療費助成との公平性も維持する上で、その既存制度を高校生等に拡大する視点で制度設計をしているためである。
- ・予算上、令和5年度へ繰越する額は一般財源となるとのことだが、その額については実際にはどうなるかわからないと思うが、その場合は繰越額の補正となるのか。  
→そのとおりである。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 健康子ども部 子育て支援課

件名	物価高騰対策としての高校生等医療費助成の実施について										
現状・課題	<p>新型コロナウイルス感染症の影響下での物価高騰対策については、国のひとり親世帯等への「子育て世帯生活支援特別給付金」による5万円給付、市独自の事業として、令和4年4月2日から令和5年4月1日までの間に出生した者を養育している父又は母等へ対象児1人につき10万円を給付している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の第7波が到来するとともに、その影響下において、物価高騰も続いていることから、市民が安心して子育てできる環境づくりをさらに進めることが課題となる。</p>										
付議事案	目的	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、物価高騰等に直面する中、子育てをする保護者の経済的負担を軽減することで市民が安心して子育てできる環境づくりを進めることを目的とする。</p>									
	対応方策	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び物価高騰が続いていることへの対策として、国の地方創生臨時交付金を活用し、令和4年度の下半期(6ヶ月間)を限定として、子ども医療費助成の対象とならない高校生等の医療に要する費用を負担する保護者に医療費を助成する。</p> <p>◎助成対象 医療機関を受診した日において、白井市に住民登録がある高校生等(15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)の保護者</p> <p>◎助成区分 保険診療分の通院、入院、調剤の費用の全部又は一部助成</p> <p>◎助成金額 医療機関で支払った患者負担額から次の世帯区分に応じた自己負担金の額(医療機関で支払った患者負担額が自己負担金の額に満たないときは医療機関で支払った額)を控除した額(一部助成) ただし、調剤については、自己負担金の額を控除しない(全部助成)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">世帯区分</th> <th style="text-align: center;">自己負担金 (入院1日及び通院1回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税所得割非課税世帯</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税世帯</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎対象期間 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの受診分</p>					世帯区分	自己負担金 (入院1日及び通院1回)	市町村民税所得割非課税世帯	0円	市町村民税所得割課税世帯
世帯区分	自己負担金 (入院1日及び通院1回)										
市町村民税所得割非課税世帯	0円										
市町村民税所得割課税世帯	300円										
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施の可否について</li> <li>・事業実施の方法について</li> </ul>										
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)											
今後のスケジュール	R4.8月	議会臨時会にて補正予算案上程									
	R4.8月下旬	対象世帯へお知らせ送付									
	R4.10月～	申請受付開始									
	R4.12月～	随時振込開始									
		項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)				
	条例規則	無		報道発表	有	プレスリリース					
	議会説明	有	議員全員協議会	広報・HP等	有	広報 9月1日号、HP					
	市民参加	無									
	付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (本補正予算案提出まで)									
参考情報	関係法令等										
	関係課	企画政策課									
	事業費	17,545 千円 (うち特定財源				14,738 千円)					
	カテゴリー	年代	小・中学生、高校生	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段	給付		

## 高校生等医療費助成の概要

事業目的	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、物価高騰等に直面する中、子ども医療費助成の対象とならない高校生等の医療に要する費用を負担する保護者に医療費を助成し、経済的負担を軽減することで、安心して子育てできる環境づくりを進めることを目的とする。
実施主体	白井市
助成対象	<p>高校生等（15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の保護者（高校生等の親権を行う者、後見人その他の者で、現に当該高校生等を扶養し、かつ、生計を維持している者）で、次のすべての要件を備えている高校生等の保護者とする。</p> <p>①高校生等が医療機関を受診した日において、白井市の区域内に住所を有し、かつ、白井市の住民基本台帳に記録されている者であること</p> <p>②高校生等が医療保険各法による被保険者又は被扶養者であること</p>
※対象外となる場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・高校生等が生活保護法による被保護世帯に属している場合</li><li>・高校生等が婚姻した場合</li><li>・医療保険各法における被扶養者の認定に係る収入の要件を満たさない場合又は当該収入の要件を満たさないときと同等の収入がある場合</li></ul>

助成対象期間	令和4年10月1日から令和5年3月31日までの受診分						
助成対象区分	保険診療分の通院、入院、調剤						
※助成対象外医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生等がかかる疾病等が独立行政法人日本スポーツ振興センターによる医療に関する給付制度の対象となるもの</li> <li>・交通事故等、第三者の加害行為による災害で、損害賠償を受けられるもの</li> <li>・加入健康保険から支給される高額療養費等</li> <li>・その他法令等による公費負担医療制度の対象となる場合には、その制度を優先適用する</li> </ul>						
助成金額	<p>助成金の額は医療機関で支払った患者負担額から次の世帯区分に応じた自己負担金の額（医療機関で支払った患者負担額が自己負担金の額に満たないときは医療機関で支払った額）を控除した額とする。 ただし、保険調剤については、自己負担金の額を控除しない。</p> <table border="1" data-bbox="405 1079 1458 1276"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>自己負担金 (入院1日及び通院1回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税所得割非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税世帯</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯区分	自己負担金 (入院1日及び通院1回)	市町村民税所得割非課税世帯	0円	市町村民税所得割課税世帯	300円
世帯区分	自己負担金 (入院1日及び通院1回)						
市町村民税所得割非課税世帯	0円						
市町村民税所得割課税世帯	300円						
所得制限	なし						
助成方法	償還払い (医療機関で患者負担額を支払った後、市へ申請することにより保護者の指定口座へ払い戻しするもの)						
申請方法	<p>指定した申請書により、次の書類を添付のうえ子育て支援課へ申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書の原本又はコピー</li> <li>・子どもの健康保険証のコピー</li> <li>・保護者名義の振込先口座がわかるもの</li> </ul>						
申請期限	<p>原則 受診月の翌月15日まで（2月受診分は3月10日まで）</p> <p>※最終申請期限は4月14日まで</p>						

<p>交付金の活用</p>	<p>地方創生臨時交付金を活用  (全額国負担。ただし、令和5年度への繰越分等を除く)</p>
<p>補正予算額</p>	<p>◎歳出予算額：17,545,000円  3款2項1目  原油価格・物価高騰対応に要する経費（高校生等医療費助成）  【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成費  15,800,000円</li> <li>・事務費（消耗品費、通信運搬費、システム使用料）  1,745,000円</li> </ul> <p>◎歳入予算額：14,738,000円（交付金充当割合：84%）  15款2項1目  新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p>
<p>スケジュール</p>	<p>8月 議会臨時会へ補正予算上程</p> <p>9月初旬 対象世帯へお知らせ送付</p> <p>10月以降 申請受付開始</p> <p>12月 随時振込開始</p>